

都介第435号
令和5年6月14日

各位

都城市長 池田 宜永
(公印省略)

令和5年度社会福祉法人等による利用者負担軽減に係る申請について(通知)

本市の介護保険制度の円滑な運営につきまして、日頃から御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年度分社会福祉法人等利用者負担軽減確認証の有効期限は、令和5年7月31日までとなっております。令和5年度分の申請をされる場合は、下記のとおり手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、御不明な点がございましたら、市役所介護保険課、各総合支所地域生活課またはサービスを利用されている社会福祉法人の事業所、担当ケアマネジャーに御相談ください。

記

1 必要書類

- (1) 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書 (消えるペン等での記入不可)
- (2) 社会福祉法人等による利用者軽減制度収入状況報告書 (消えるペン等での記入不可)
- (3) 印鑑 (自署・介護者による代筆の場合は不要)
- (4) 申請者 (対象者) 及び世帯全員の収入が確認できる書類
※源泉徴収票・年金支払通知・その他収入を証する書類
- (5) 申請者 (対象者) 及び世帯全員の預貯金通帳 (定期預金含む)、有価証券等
※令和4年1月から記帳されている預貯金通帳 (ない場合、銀行等の預金推移表等)
- (6) 申請者 (対象者) の健康保険証
- (7) 窓口で手続きをされる方の身分証明書 (運転免許証、マイナンバーカード等の原本)

※郵送の場合、(1)(2)の原本及び(4)~(7)の写しを添付ください。なお、送料は申請者負担となります。(郵送先 〒885-8555 都城市姫城町6街区21号 都城市介護保険課 給付担当宛)

- 2 手続期間 令和5年7月3日(月)から7月31日(月)まで ※土日祝日を除く
(午前8時30分~午後5時15分)

3 その他

- (1) 今回の申請は、「令和5年度の課税状況等(令和4年1月~令和4年12月末日の所得状況)」の要件により判断しますので、前年度の決定内容と異なる場合があります。
- (2) 決定可否通知(確認証等)については、8月中旬以降に順次発送予定です。

- 4 手続窓口 介護保険課(都城市役所本庁舎1階レジ7番)
各総合支所地域生活課

(文書取扱 介護保険課給付担当 TEL23-2114)